

平成27年分 源泉徴収税額表

平成27年1月から源泉徴収税額表が変わります。

平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得については、源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて納付しなければならないこととされています。

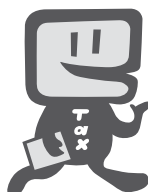
この税額表の税額には復興特別所得税相当額が含まれています。

◇ 給与所得の源泉徴収税額表（月額表）	《1ページ》
◇ 給与所得の源泉徴収税額表（日額表）	《9ページ》
◇ 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表	《17ページ》
◇ 源泉徴収のための退職所得控除額の表	《19ページ》
◇ 課税退職所得金額の算式の表	《19ページ》
◇ 退職所得の源泉徴収税額の速算表	《20ページ》
◇ 電子計算機等を使用して源泉徴収税額を計算する方法を定める財務省告示（別表第一～別表第三）	《20ページ》
◇ 給与所得の源泉徴収税額の求め方	《21ページ》
◇ 退職所得の源泉徴収税額の求め方	《24ページ》
◇ 納付書の記載のしかた	《26ページ》

（注） この「源泉徴収税額表」は平成26年9月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。

【源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納期限】

- 納期の特例の承認を受けていない場合
給料や報酬などを支払った月の翌月10日
 - 納期の特例の承認を受けている場合（給与など特定の所得に限ります。）
 - 1月から6月までの分…………… 7月10日
 - 7月から12月までの分…………… 翌年の1月20日
- ※1 納期限までに、最寄りの金融機関又は所轄の税務署で忘れずに納付してください。
2 上記の10日又は20日が日曜日、祝日などの休日や土曜日に当たる場合には、その休日明けの日が納期限となります。
3 納期限までに納付がない場合には、加算税や延滞税を負担しなければならないことがあります。



イータ君

☆☆源泉所得税の納付はe-Taxで!!☆☆

源泉所得税及び復興特別所得税の納付は、インターネットを利用したe-Tax（イータックス）をご利用になると便利です。

e-Taxをはじめてご利用になる場合は、e-Taxソフト（WEB版）などで開始届出書を提出してください（書面でも提出できます。）。

なお、源泉所得税及び復興特別所得税の納付などの納税に限ってe-Taxをご利用になる場合には、電子証明書は不要となっています。

詳しくは、e-Taxホームページ【www.e-tax.nta.go.jp】をご覧ください。

イータックス

で 検索



この社会あなたの税がいきている